

★認定調査員のための情報通信★あなたの力になりたいくて…

あかべえ通信 2014.10.22発行 Aizuwakamatsu city

みなさん、こんにちは！大変ご無沙汰しております。あかべえ通信・・・発行しなければと思っていたのに、気が付いたら肌寒い季節になってしまいました(+o+)時間が過ぎるのは早いものですね！頑張ります。先日、要介護認定適正化事業の「適正化に向けての協議」ということで、厚生労働省の要介護認定適正化事業事務局の方がおいでになって介護認定審査会の傍聴や認定調査の協議を行いました。その際、協議された内容について数回にまとめてお伝えしようと思っております。改めての内容もありますが、今一度ご確認くださいと思います。

◎6回目の内容は・・・「適正化事業・調査内容の協議について【第1回】回数や頻度は具体的に書く！」

今回は、審査会を傍聴し改めて①「審査会員が審査をするための情報を、特記事項としてどう記載すればいいのか」②「どの位手間がかかっているのか、その大変さをどのように特記事項に記載すればいいのか」③「軽度者だからこそ特記事項の内容が重要になってくる」という点が重要だと感じました。これから数回に分けて、そのポイントをお伝えしようと思っております。日頃、お電話等でお話しさせていただいていますが、みなさんに改めて理解し確認していただければと思います。要介護認定は調査のみで完結ではなく、その後の審査会に正確な情報を伝えるという役目があります。もう一度、特記事項の記載について考えてみましょう。

① 特記事項に頻度を記載することで介護の手間が見えてくる

特記事項の記載内容は、**どういう介助をどの位やっているのか**を記載することが重要になる

**排泄や入浴等介助の方法の項目は回数を書く!!
項目ごとに必ず頻度を書く!!**

審査会で、**介護の手間の時間がどの位かかっているのか判断しやすくなる**

【A：わかりにくい特記事項の例】

1-10（洗身）	介護者が全て行っている。
2-1（移乗）・2-2（移動）	ふらつきがあるため、介護者が体を支えて移乗・移動している。
2-5（排尿）・2-6（排便）	昼はトイレで夜はポータブルトイレ使用。介護者が全て介助している。

【B：具体的な特記事項の例】

1-10（洗身）	自宅で 週に3回 入浴しており、 本人に意欲がないため 介護者が身体を洗う介助をしている。
2-1（移乗）	ふらつきがあるため、本人にベッド柵等に掴まってもらい、介護者が体を支えて ベッドからポータブルトイレ等の移乗 を介助している。
2-2（移動）	日常の移動は、 食事や排泄や入浴時の移動 で、介護者が声をかけながら、 両手を引いて移動 している。
2-5（排尿）	尿意あいまいで紙パンツとパット使用。 昼はトイレで4回、夜はポータブルトイレで2回 排泄。上げ下げや拭き取り、パット交換や水洗全て介助。 ポータブルトイレの処理は朝にまとめて1回 介護者が行っている。
2-6（排便）	だいたい 一日おきに排便 あり、 トイレで排泄 している。上げ下げや拭き取り、パット交換や水洗等全て介護者が行っている。

裏面に続く



【A：わかりにくい特記事項の例】【B：具体的な特記事項の例】二つを読み比べていかがでしょう？

Point

▶項目ごとに頻度や具体的な介助の手間を記載する

Aの事例からは、具体的な介助の手間が読み取れない。しかし、Bのように頻度や介助の状況を記載すると、介護の手間の時間がどの位かかっているのかが判断しやすくなる。頻度や介助の状況を記載することで、審査会では「通常より手間のかかる状況」なのかの議論がしやすくなる。（一次判定の介護度より重い状況ではないか？等の検討材料）同じ選択肢でも介護の量には差があるため、具体的な介助の状況と頻度を記載することが重要になってくる。この事例では、移乗・移動に介助が発生しており、排泄や入浴等の回数を書いておくことで、より具体的な介助の手間の時間が見えてくる。

▶項目ごとに特記事項を記載する

2-1（移乗）2-2（移動）・2-5（排尿）2-6（排便）・2-10（上衣の着脱）2-11（ズボンの着脱）等特記事項をまとめて書いてしまうことが多い。しかし、それぞれの項目ごとに介助の状況や頻度が違う場合は、項目ごとに特記事項を記載した方が、介助の手間の時間がどの位かかっているかを検討しやすくなる。

まとめ

審査会で知りたいことは、介護の手間の状況。特に排泄が具体的に書いてあると、「どういう介護を」・「どの位の回数やっているのか」日常の状況が見えやすくなり、介護の手間の時間を検討しやすくなる。特に、重度変更や軽度変更等を検討する際にとっても重要な情報になってくる。



◆排泄・入浴等の具体的な状況や回数を項目ごとに記載する。
◆一部介助・全介助を選択してもその介助の状況は様々です。
どんな状況だから、その選択肢にチェックを入れたのか、その介助の状況を審査会では知りたいのです。 特記事項にはどのような介助をしているのか、その介助の状況を記載してください。

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

